

## **[事案 28-17] 慰謝料請求**

・平成 29 年 10 月 5 日 和解成立

### **<事案の概要>**

担当者が、申立人の親の契約の死亡保険金受取人が変更されたことを親族に伝えたことから、家族間のトラブルに発展し、そのストレスから病気になったとして、治療費と慰謝料の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

親が契約した終身保険について、死亡保険金受取人が自分に変更されたことを、担当者が親族に伝えたことは守秘義務違反であり、家族間のトラブルに発展したことから、トラブルに起因するストレスによる疾病の治療費と慰謝料を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 親族は契約の紹介者で、申込時にも同席しており、契約者が、保険のことは親族に任せていると発言していたことなどから、親族は契約者の代理人と言えるため、担当者が死亡保険金受取人変更の事実を親族に開示したことは、法的には問題ない。
- (2) 死亡保険金受取人変更の事実を親族に開示したことで申立人の疾病との因果関係は不明である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、担当者が親族に対し、死亡保険金受取人変更の事実を伝えたことに当事者間で争いはないため、担当者の事情聴取は実施しなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、死亡保険金受取人変更の事実の親族への開示と申立人の疾病との因果関係は認められないが、担当者が個人情報親族に開示したことは問題であったので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。